

鹿 児 島 県 公 報

令和元年6月11日（火）第11号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退（2件）（障害福祉課取扱い） 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定（4件）（障害福祉課取扱い） 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 3
 - 肥料の登録（経営技術課取扱い） 4
 - 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 5
 - 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 5
 - 公共測量の実施（監理課取扱い） 6
 - 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市西佐多町3497番1，3497番2，3499番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西佐多町3497番1・3497番2・3499番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市本名町6376番1, 6478番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 病院又は診療所 | | 辞退年月日 | 自立支援医療の種類 |
|---------|--------------|----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| いづろ今村病院 | 鹿児島市堀江町17番1号 | 平成31年 3月31日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬局 | | 辞退年月日 | 自立支援医療の種類 |
|-----------|------------------------|----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| ヘルシー薬局始良店 | 始良市東餅田502-6 | 平成31年 4月1日 | 精神通院医療 |
| 市成の薬局 | 鹿屋市輝北町市成字喜入塚 2144-3 | 平成31年 4月19日 | 精神通院医療 |
| はらだ薬局上川内店 | 薩摩川内市御陵下町3144番地 1 | 平成31年 4月30日 | 精神通院医療 |
| 市民調剤薬局 | 阿久根市塩鶴町二丁目124- 2 | 令和元年 5月31日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 病院又は診療所 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|-----------|-----------------|----------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 仁愛会病院 | 鹿児島市南栄五丁目10-19 | 令和元年6月1日 | 精神通院医療 |
| しよこらクリニック | 鹿児島市紫原四丁目32番20号 | 令和元年6月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬局 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------|-----------------|----------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 市民調剤薬局 | 阿久根市塩鶴町二丁目124-2 | 令和元年6月1日 | 育成医療・更生医療 |

鹿児島県告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬局 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|---------|----------------|----------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| やくし調剤薬局 | 鹿児島市東谷山四丁目33-6 | 令和元年6月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 | | 事業所 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------------------------------------|------------------|---------------|----------------|----------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 有限会社南の太陽 | 肝属郡東串良町新川西1367-1 | 訪問看護ステーションのびる | 肝属郡東串良町新川西4891 | 令和元年6月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 病院又は診療所 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|---------------------|-------------------------|--------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 溝口内科医院 | 鹿児島市山田町367番地 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |
| 内村川上内科 | 鹿児島市川上町2750番地の18 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |
| いこまクリニック | 鹿児島市武一丁目27番11号I ビル2階 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |
| 松崎内科ひふ科 | 日置市伊集院町大田798番地 1 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |
| 前田こころとからだのクリ ニック | 出水市本町6番10号 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|---------|------------------------|--------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| こじか調剤薬局 | 日置市伊集院町妙円寺二丁目 34番地5 | 令和元年 6月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|--------|-----------------------|--------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| ほんまち薬局 | 南さつま市加世田東本町14番 地19 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |
| 東山調剤薬局 | 薩摩川内市横馬場町2-9 | 令和元年 6月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第116号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番 号 | 登録年月 日 | 登録の有 効期限 | 肥料の 種類 | 肥 料 の 名 称 | 保証成分量 (%) | その他の 規格 | 生 産 業 者 | |
|---------------------|---------------|---------------|-----------|-----------------|--|--|---------------------|---------------------|
| | | | | | | | 氏名又は 名称 | 住 所 |
| 鹿児島 県肥第 1347号 | 令和元年 5月28日 | 令和7年 5月27日 | 化成肥 料 | マルイ フェザ ー | 窒素全量 7.4 りん酸全量 2.6 内く溶性りん 酸 2.3 加里全量 2.2 | 含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 | マルイフ ァーム株 式会社 | 出水市平 和町225番 地 |

| | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|---------------|----------|------------------------------|--|--|---------------------|---------------------|
| | | | | | | 規格のと おり | | |
| 鹿児島 県肥第 1348号 | 令和元年 5月28日 | 令和7年 5月27日 | 化成肥 料 | 肉 骨 粉 入 り マ ル イ 肥 料 | 窒素全量 3.3 りん酸全量 4.4 内く溶性りん 酸 4.4 加里全量 2.8 | 含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり | マルイフ ァーム株 式会社 | 出水市平 和町225番 地 |
| 鹿児島 県肥第 1349号 | 令和元年 5月28日 | 令和7年 5月27日 | 化成肥 料 | マルイ サン グ リ ー ン | 窒素全量 6.0 りん酸全量 3.2 内く溶性りん 酸 2.7 加里全量 1.9 | 含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり | マルイフ ァーム株 式会社 | 出水市平 和町225番 地 |

鹿児島県告示第117号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番 号 | 更新後の 登録の有 効期限 | 肥料の種 類 | 肥料の名 称 | 保証成分量（%） | その他の規格 | 生 産 業 者 | |
|---------------------|---------------------|-----------|------------------------|-----------------------|--------|-------------------|------------------------|
| | | | | | | 氏名又は 名称 | 住 所 |
| 鹿児島 県肥第 1299号 | 令和7年 5月28日 | 蒸製骨粉 | S K F 国 産蒸製骨 粉－2 | 窒素全量 3.0 りん酸全量22.0 | 該当なし | サンテグ レ株式会 社 | 曾於市末 吉町南之 郷158番地 |

鹿児島県告示第118号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，平成31年4月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の 名称，法人番号 及び所在地 | 収 去 場 所 及 び 法 人 番 号 | 飼料の名称 | 製 造 （ 輸 入 ） 年 月 | 試 験 項 目 | 違 反 の 内 容 |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|--------------|
| 協同フィッシュ ミール工業 （株） | 同 左 | 60%フィッシュミ ール | 平成 31.4 | 栄養成分等－粗たん白質，粗灰分 | 無 |

| | | | | | |
|---|-----|------------------------|------|---------------------------------------|---|
| 九州事業所志布志工場 8010001014684 (志布志市) | | | | | |
| (株) 太幸飼料 大隅工場 5340001015710 (肝属郡東串良町) | 同 左 | マルコー印うなぎ用配合飼料 | 31.4 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |
| 王子産業(株) 祓川飼料工場 3340001013807 (鹿屋市) | 同 左 | おうじボカシ | 31.3 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |
| 南日本くみあい飼料(株) 谷山工場 6340001004241 (鹿児島市) | 同 左 | くみあい配合飼料 鹿児島いいとこ仕上M | 31.4 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |
| | | くみあい配合飼料 鹿児島健咲仕上M | 31.4 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |
| | | くみあい配合飼料 J A鹿児島黒豚用 | 31.3 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |
| | | くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用 | 31.4 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |
| | | くみあい配合飼料 鹿児島黒牛極前期 | 31.4 | 栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無 |

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第119号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（谷山第二地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和元年6月17日から令和2年2月14日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市上福元町

始良・伊佐地域振興局告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年6月11日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

| 指定の年月日 | 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名 | 指 定 道 路 | | |
|---------------|---|-----------------------|---------------|---------------|
| | | 位 置 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
| 令和元年 5月30日 | 始良市平松7229番地1 有限会社始良土地開発 代表取締役 町田周二 | 始良市東餅田字東道丁原 692番13 | 96.26 | 6.00 |

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第19号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年6月11日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|--------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | PフィーバーマクロスΔF | 株式会社三共 | 9P0318 |
| ぱちんこ遊技機 | P鉄拳3 | 株式会社三共 | 9P0378 |
| ぱちんこ遊技機 | Pデビルメイクライ4AA | 株式会社メーシー | 9P0382 |
| ぱちんこ遊技機 | Pルパン三世LASTGOLDL 9BW4S | 株式会社平和 | 9P0048 |
| ぱちんこ遊技機 | Pキャッツアイ2L2BZ1SA | 株式会社アムテックス | 8P0993 |
| ぱちんこ遊技機 | Pトキオブラック4500V1 | 株式会社アムテックス | 8P1252 |
| ぱちんこ遊技機 | Pリング バースデイ 呪いの始まりFS | 株式会社藤商事 | 9P0330 |
| 回胴式遊技機 | S／魔法少女まどか☆マギカ新編 ／EM | 株式会社メーシー | 9S0232 |
| 回胴式遊技機 | S あのはな ZM | サミー株式会社 | 9S0405 |
| 回胴式遊技機 | Sパチスロラブ嬢2L2 | 株式会社オリンピア | 9S0385 |